毎週火・金曜日発行

秋田県規則第四十一号

する。

児童福祉法施行細則(昭和四十八年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

規

則

報

県公

Ħ 次

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (四一・子育て支援課)

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する 平成十四年五月十七日

規

則

ಕ್ಕ

秋田県知事 寺 田

典 城

保健衛生学及び 生 理 学

様式第二十二号中「児童心理学」を「発達心理学」に、 寉 保教 栄養学及び実習 看護学及び実習 셑 肾育 셑 理及原 黑 垂れ 짼

を

洲啮 保育 教養 籴 $\dot{-}$ **-**值 原 榅 引 引 빠 絵画制作 咖 理及原 涇 胀 籴 빪 採 垂れ 阻 橨 健

に改め、同様式の備考3

加え、同様式の備考中3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加え 中「へだみい」の次に「。(3岁5)海は、 受験票及び写真票にはり付けてください」を

点淡 保育実習を受験する場合は、 絵画制作及び言語の中から2分野を選択してください。 筆記試験は必須となります。実地試験は、

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県